

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る手術件数
施設基準に係る院内掲示

長野県立こども病院

当院で施設基準を届出している[通則5及び6の手術]の実施件数は次のとおりです。

(手術の件数は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

■区分1に分類される手術

区分	手術名称	合計件数
1-ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	9
1-イ	黄斑下手術等	1
1-ウ	鼓室形成手術等	0
1-エ	肺悪性腫瘍手術等	6
1-オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

■区分2に分類される手術

区分	手術名称	合計件数
2-ア	靭帯断裂形成手術等	1
2-イ	水頭症手術等	15
2-ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
2-エ	尿道形成手術等	28
2-オ	角膜移植術	0
2-カ	肝切除術等	1
2-キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1

■区分3に分類される手術

区分	手術名称	合計件数
3-ア	上顎骨形成術等	3
3-イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
3-ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
3-エ	母指化手術等	0
3-オ	内反足手術等	5
3-カ	食道切除再建術等	6
3-キ	同種死体腎移植術等	0

■区分4に分類される手術

区分	手術名称	合計件数
4	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	67

■区分5に分類される手術

区分	手術名称	合計件数
5-ア	人工関節置換術及び 人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	0
5-イ	乳児外科施設基準対象手術	9
5-ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	8
5-エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	84
5-オ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

◆厚生労働大臣が定める掲示